

# 平成22年第1回教育委員会

## 臨時会会議録

平成22年2月2日

東久留米市教育委員会

## 平成22年第1回教育委員会臨時会

平成22年2月2日午前10時00分開会  
本庁舎6階 602会議室

- 議題 (1) 会議録署名委員の指名  
(3) 平成22年度東久留米市一般会計(教育費)暫定予算(原案)について  
(4) その他  
(5) 諸報告

平成22年度東久留米市教育委員会教育目標及び平成22年度東久留米市  
教育委員会基本方針について

その他

給食臨時職員の休憩時間について

給食調理業務受託業者の決定について

### 出席委員(5名)

委員 長 榎 本 隆 司	第一職務代理 井 上 敏 博
第二職務代理 矢 部 晶 代	委 員 松 本 誠 一
教 育 長 永 田 昇	

### 東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 鹿 島 宗 男	総 務 課 長 下 川 尚 孝
指 導 室 長 小 谷 野 茂 美	生 涯 学 習 課 長 田 中 潤
学 校 適 正 化 等 担 当 課 長 桑 原 茂	学 務 課 長 稲 葉 勝 之
図 書 館 長 高 梨 顕 彦	教 育 部 主 幹 山 下 一 美
財 務 部 長 沢 西 晋 之	財 政 課 長 森 田 好 保

### 事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴	庶 務 係 岡 崎 毅
-----------------	-------------

#### 開会及び開議の宣告

委員長 これより平成22年第1回教育委員会臨時会を開会する。本日は全員出席であり、会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。

(午前10時00分)

#### 会議録署名委員の指名

委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名委員は4番井上委員に願います。

#### 追加の諸報告

委員長 日程第2に入る前に、追加の諸報告がある。日程の変更があるので併せてご了承を得たいと思うがよろしいか。異議なしと認め、新たな日程を配付する。

#### 公開しない会議の宣告

委員長 追加の諸報告は人事案件になるので、東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定により公開しないこととしたいが、公開しない会議とすることに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であるので、公開しない会議とする。

#### 傍聴の許可

委員長 傍聴の方はおいでか。

総務課長 おいでにならない。

委員長 おいでになった場合、人事案件終了後に許可したいと思うがよろしいか。異議なしと認め、そのようにしたい。

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

委員長 続いて、議案第5の東久留米市の一般会計暫定予算に入るが、本日は財務部長と財政課長においでいただくことになっている。お入りいただきたい。

(財務部長・財政課長着席)

#### 議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

委員長 日程第3、「議案第5号 平成22年度東久留米市一般会計(教育費)暫定予算(原案)について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。

教育長 「議案第5号 平成22年度東久留米市一般会計(教育費)暫定予算(原案)について」、上記議案を提出する。平成22年2月2日提出、東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためである。本議案の説明については、財務部長と財政課長をお願いしている。

委員長 それでは説明をお願いしたい。

財務部長 資料の「平成22年度暫定予算（原案）について」をご覧ください。暫定予算の趣旨であるが、暫定予算は地方自治法第218条に基づき調整されるもので、本予算が成立するまでの間に、最小限必要とされる経費の支出を可能とする予算となっている。計上される経費は予算の性格上、義務的経費のような固定的経費に限られ、政策的な経費は計上すべきでないという位置づけになっている。また、本予算が成立するまでのつなぎ予算の性格をもっており、本予算が成立したときはその効力を失い、暫定予算に基づく支出あるいは債務の負担は本来の予算に基づく支出とみなされ、これに吸収される。期間は平成22年4月1日から30日までの30日間である。対象は一般会計、国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計・下水道事業特別会計の4特別会計である。老人保健特別会計については制度がなくなり、22年度が清算年度になることから、通年予算で組むことになっている。暫定予算の基本的な考え方であるが、歳入については市税及び国・都支出金等で4月に歳入見込みのあるものについて必要額を計上し、事務執行上において必要な形式の整備を図るものである。額等が未定のものについては科目存置として、1,000円と表記している。

歳出については、30日間に必要とされる義務的経費である職員の給与費、扶助費、公債費などとしている。そのほか、最低限の行政運営に必要な経常的経費である物件費や補助費等である。4月支出負担行為必要額を基本とし、年度当初に通年契約等を行わないと支障のある経費は必要見込み額を計上している。原則、4月支出があるもののみであるが、契約上の問題で4月に通年契約を行わないと人員の確保等ができない、あるいは年度内に契約条件が変わるものについては必要な年間額を計上している。特別会計についても同様である。裏面の「平成22年度予算総括表」をご覧ください。4月の暫定予算総額であるが、一般会計については歳入が11億7,281万5,000円、歳出が40億9,727万9,000円である。本来、予算は歳出歳入が同額であるが、あくまでも暫定予算ということで、本予算に吸収されることから、歳出歳入が不一致の予算になっている。実際の財政運営上は歳出が40億円あり、不足額の約28億円については必要なときに金融機関からの借り入れ、あるいは市が保有している貯金の一時借り入れを行って資金を融通しながら財政運営を図っていく。主な歳入は市税であるが、4月に入ってくるのは基本的に法人税とたばこ税の2税のみで、見込額の4,801万円を措置している。地方特例交付金は6,011万3,000円を措置しており、地方交付税については年間交付額の第1期分として5億1,536万1,000円の措置となっている。分担金及び負担金は1億5,840万2,000円を措置しており、主なものは保育所の保育料や学童保育使用料のように、市民が利用する施設にかかるものである。使用料及び手数料については、道路占用使用料や自転車駐輪場使用料の4月分を見込んでいます。国庫支出金は3億6,860万1,000円で、主に生活保護の支出に当たる国庫負担金を見込んでいます。都支出金の1万5,000円については科目措置として、それぞれ都支出金の節に1,000円ずつ計上したものの合計となっている。財産収入については155万2,000円であるが、市が保有している各種の特定目的基金のことである。教育委員会関連では郷土美術館建設基金から発生する利子を見込んでおり、同額を歳出にも計上する。寄附金については市民からの寄附等が予想されるもので、これも1,000円ずつの科目存置となっている。諸収入については今までの

説明に含まれない、市にさまざまある収入の合計額であり、11億7,281万5,000円になっている。

次に、目的別の歳出分類をご覧いただきたい。基本的には議会費から予備費までのすべての節で計上されており、各款には4月分の職員の人件費等が載っている。大きく占めるのは民生費であり、主なものは生活保護費、保育園運営費、学童保育所運営費などである。子ども手当については暫定予算には計上していない。次に大きなものは消防費であるが、東京都に対する消防事務委託に関する4月の支払い分を措置したものである。教育費については4億5,103万5,000円であるが、こちらは昨年度の教育予算の4月執行額をベースに教育委員会事務局と調整し、学校運営上不足のないように措置している。公債費は市の借金の返済額であるが、4月については消防事務委託に伴う消防債の一部繰上償還がある。以上、歳出合計は40億9,727万9,000円である。

続いて、性質別の歳出分類をご覧いただきたい。義務的経費として人件費、扶助費、公債費があり、総額の半分弱の18億1,421万6,000円を占めている。その他の22億8,306万3,000円が占める大きなものは物件費で、行政運営上必要な消耗品費等が入っている。維持補修費には、いろいろな建物の緊急修繕費用を計上している。計画修繕として多額な経費を要するものは暫定予算には計上していない。積立金には財産運用収入の積立額が入っている。貸付金は市が貸し付けをするさまざまな基金のことで、教育委員会関連では奨学資金貸付基金があるが、年度当初に担保しておかないと貸し付けができないため、積み立てるものである。繰出金は各特別会計の不足額に対する繰出金であり、合計40億9,727万9,000円である。

次のページの「節別主な事業一覧」をご覧いただきたい。主なものの一つである委託料は、国で行っているさまざまな経済対策のうち緊急雇用として市で実施する事業について、暫定予算で計上している。教育関連予算では、小学校給食調理業務委託について21年度に債務負担行為を設定しており、これに基づいて契約が成立し、4月支払い分を計上している。小・中学校の学力調査委託については4月の実施であるため、過去の議会答弁等を踏まえて教育委員会事務局と調整の上、市独自の学力調査を実施する費用を計上している。生涯学習センター管理運営委託については、公民館から生涯学習センターへの移行に伴い、指定管理者が決定したことにより契約が成立したため、4月分の支出額を計上している。工事請負費については政策的なものは組まないとし、防災行政無線の屋外子局更新工事費を計上している。災害時に本部と連絡が取れるように公用車に積んである無線機の更新費用であり、電波法により4月から工事を実施していかないと間に合わないためである。消防庁舎の整備工事は21年度からの継続費として予算の中に措置しており、義務的経費扱いで載せている。負担金、補助及び交付金については一部事務組合の負担金をすべて計上している。そのほか、補助金等として市民の活動に対する補助があるが、その中に人件費が含まれるものがある。4月にその補助を打ち切ると団体が雇用できなくなり、資金繰りが難しくなることから、最低限4月の運営に必要な補助を計上している。本来は政策経費であるが、市政運営上必要不可欠であると判断した。扶助費については、生活保護費を中心に低所得者の方々に対する経費を計上しているが、4月の必要額のみとなっている。教育委員会の所管では扶助費の中に就学援助費があるが、4月には支出がないため暫定予算には計上していない。

教育予算における暫定予算の考え方については、昨年度の4月支出額分の確保、さらに課題である小学校給食調理業務委託及び生涯学習センター管理業務委託等の経費を計上している。

続いて、21年度3月補正予算について口頭で説明する。課題となっていたIS値0.3以下の体育館の耐震化事業については教育委員会のご努力により国の補助が受けられる見込みが立ったことから、国の第一次補正予算による公共投資整備臨時交付金を活用できる見込みが立ったため、すべての学校について措置することになった。予算が通れば、22年度末までには0.3未満の耐震化工事の必要がある体育館は下里小学校を除き解消されることになるが、本予算の中での対応を考えている。そのほか、理解教育の備品などについても、22年度は市の財政が厳しいため国の補正予算を活用して対応を図った。教育委員会の要望についてはほぼ沿えたものと考えており、下里小学校の耐震化が今後の課題ととらえている。

教育部長 補正予算について、補足説明をする。第四小学校と下里小学校の耐震補強については昨年の8月に検査結果が出ており、既に報告している。第四小学校については適正化の計画により耐震補強の計画からは外すが、下里小学校については本予算の中で財政課と調整しながら進めていきたい。

委員長 何か伺うことはあるか。

教育長 「節別主な事業一覧」の委託料の中で、小学校給食調理業務委託の計上額は年間額なのか。

財務部長 そうである。

教育長 生涯学習センター管理運営委託の計上経費は4月の1カ月分なのか。

財務部長 そうである。

委員 小学校の給食調理業務委託費は1年分を先に払うのか。

財務部長 年間額で21年度の債務負担行為を設定しており、その額を事務経費として計上している。

教育長 予算書上はその額が載るが一遍に払うのではなく、2,576万7,000円を出来高払いの月割りで支払うものである。

委員 新聞によると、国の教育予算が減ったため耐震化の工事が遅れるか、さらに全部に取り組めないという記事が出ていたが、本市においては早目に動いていただいて結構だったと思う。地方交付税が1期分ということであるが、年に何回交付されるのかということと、不足分は金融機関からの借入れということであるが調達の方法について伺いたい。

財務部長 前段のご質問については、財政課長からお答えする。現金が不足して金融機関から借入れをする場合は、金融機関に条件を提示して、入札を待つことになる。

委員 市内の銀行から借り入れるのか。

財務部長 市内だけではなく広く募りたいが、要望するのは市内の金融機関になるだろう。

財政課長 地方交付税についてのご質問であるが、普通交付税は年5回、このほかに特別交付税が年2回となっている。

委員 暫定予算が3月議会で審議され、その後、本予算の審議に入ることになるが、本予算成立に向けての日程はどうなっているのか。

財務部長 予算書を印刷して製本する期間をほぼ2週間と見込んでいるので、本予算が3月

25日ぐらいまでに決定しないと、4月の本予算の提示に間に合わない。その前に各事業部と調整を行うが3月議会の会期中と重なるため、2月中に大方の調整が終わらないと難しい。教育長 3月議会には暫定予算の審議や、市長の所信表明も予定されている。本予算の審議ではないので、当初の日程より若干短くなるのではないかとされている。4月の臨時議会についても市長部局と議会事務局が日程調整しているので、もう少し先になれば日程が明らかになってくると思う。

委員長 本日はお忙しい中、財務部長や財政課長にお越しいただき、ご説明をいただいたことについて御礼申し上げます。内容については改めて検討させていただき、何かあれば教育長を通じてお願いすることになると思う。お二人にはここでご退席いただく。

(財務部長・財政課長退席)

委員長 暫定予算について、教育委員会として市への要望等があれば伺いたい。特にないようなので質疑を終了し、討論に入る。討論を終了し、採決に入る。日程第3、「議案第5号平成22年度東久留米市一般会計(教育費)暫定予算(原案)について」を採決する。本案を可決することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、議案第5号は承認することに決した。

#### その他

委員長 日程第4、その他について。事務局から何かあるか。

総務課長 ない。

委員長 ないようなので、次に進む。

#### 諸報告

委員長 日程第5、諸報告について。「平成22年度東久留米市教育委員会教育目標及び平成22年度東久留米市教育委員会基本方針について」、説明を求める。この件については事務局と28日に調整を行ったので、その経緯も併せて報告願う。

教育部長 委員長及び各委員におかれては教育目標について度重なる議論をいただき、御礼申し上げます。28日の委員長との調整内容についてであるが、先ず、教育目標の私どもの考え方である、「教育目標については3年なり5年なりのスパンで変更することなくいきたい」ことをお伝えした。前文の「伝統の継承」のところでは、伝統の内容が分かりにくいというご意見である。2行目の「国家及び社会の形成者」は、「社会」が中心なのか「国家」が中心なのかが問題になった。委員長からは文言の順序としては「国家」の前に「社会」がくるのではないかということである。また、前回から話題になっている教育目標の柱に「人間」を付けるか付けないかについてであるが、3行目の「創造性を備えた人間を育成します」で「人間」を明記しているので、柱に入れる必要はないというご意見である。事務局としては「人間」が付いていたほうが分かりやすいと判断しているため、その考えをお伝えし、本日の資料も「人間」を付けている。

もう一つ大きな議論になったのは、教育目標と基本方針の項目数の関係である。基本方針が五つあるのに、目標が四つしかない。この件に関しては教育委員会の場でも議論いただいているが、前文が基本方針1に当たるという考え方に立っていることをお伝えし、最終的には委員長にはご理解いただいたと考えている。

委員長 28日の最終調整の内容については、教育部長から報告があったとおりである。これまで、教育目標については毎年少しずつ手直しをしながら進めてきた。学校はそれを基に、各校の目標を作成している。事務局からは、「目標の個々の表現等については学校が馴染んできていることもあり、それが特段の理由なく変わるということについてはかなり問題がある」ということであった。現実的な対応としては理解できるが、「昨日までこうであったことが、明日からもそうでなければならないという理屈はない」と申し上げた。

教育長が以前言われたとおり、「教育目標は憲法に当たるものであり、その前文に関してもこころろ変えることなく、少なくとも3年や5年は変更せずにいくべきではないか」ということについては同意見である。しかし、幾つか問題はある。前文冒頭の「伝統を継承し」についても、伝統の内容を聞かれたときにどう答えるのか。4行目に「わが国の歴史や文化」とあるが、示しているものはそういうことである。以前、この議論をした際、「いきなり伝統が出てきて何だか分からない」「いや、実は分かっている」というやり取りがあった。これは、基本法なり何なりにおける国の考え方であるため、ぼかした形で表現されていると思う。おそらく国の考え方の「伝統」は日本の文化云々ではなく、歴史観によるところが大きいのではないか。「教育」は常に国全体の動きとの絡みがある。だからこそ、その折々に過去の歴史に学んでおく必要があると思っている。ついでに「伝統」という文言がなくても、日本の豊かな過去の歴史の中で作り上げてきた文化はまさに大いに学ぶべきであり、そこから、また新しい方向を見出していく必要性はあるという考え方に立つべきではないか。日本というものをよりよく知ることが国際社会に生きていく上で絶対に必要である。

また、四つの柱の頭に新たに一つ加える必要があるのではないかと提案したが、これについては前回、室長からご意見をいただいている。四つの柱の「人間」についても復活することで了解した。

なお、「自ら学び、知を創造する人間」の本文に、「感性」という文言を入れることを提案したい。4行目に「幅広い知識と教養、技能を」とあるが、「子どもたち一人一人に求める教養」の内容が分かりにくい。そういう知識や技術とは別に、「豊かな感性を」と入れてもいいのではないか。この目標全体の中でも「感性」という文言は出てこないのを検討してほしい。

なお、重ねて強調しておきたいが、教育目標にかかる議論を積み重ね、新たにいいものができ上がっていくことはもちろんいいことであるが、一番の収穫は、事務局が重ねて教育目標を読みこんできていることである。意見の違いがあっても、検討経過を踏まえてでき上がってきていることが一番値打ちがあり、意味のあることだと思っている。

指導室長 「感性」だけではなく、どの言葉も絶対に入れないということではない。「感性」は学習指導要領の中にある言葉で、芸術系の教科の中には“豊かな感性を養う”という文言が出てきているので否定するものではない。しかし、一番大きな項目の中に「感性」だけを取り上げて示すことについては、もう少し全体の議論が必要なのではないか。「豊かな人間性」には「感じる心」「相手を思いやる気持ち」なども当然含まれてくるものであること、さらに、「健やかな心と体の育成」における心の部分では思いやりや道徳心が示されているが、この中にも感性を養っていくことは入ってくる。あえて「感性」だけをとらえて入れるのではなく、もう少し広い意味で、豊かな人間性や豊かな心というものをとらえていき

たいというのが、事務局の考え方である。

委員長 「人事考課やキャリアプランと連動した」については、キャリアプランに注釈をいれなくていいのか。

指導室長 東京都が示しているものであり、本市でもそのまま使う。

委員長 「人事考課やキャリアプランと連動した能力開発型の研修を行うなど、教員のライフステージに応じた」のところであるが、「授業改善及び指導力の向上を進める」のは教員自身が行うことであり、教育委員会から言うことではないと思っている。教育委員会は先生方がいい形で授業を行えるよう条件整備をすることである。「指導力の向上を進めるため」ではなく、「向上に資するために」としたらどうか。

教育部長 関連して、委員長からは「教育の意識改革」ではなく「教員の意識変革」としたらどうかとご意見もいただいたが、事務局案は変更していない。

指導室長 「変革」という言葉は気になる。教育は変革だけを求めている。委員長からのご提案ではあるが、変革をどうとらえるのかといったときに、教育は変革のみを求めて本当にいいのだろうかと思っている。

また、前文冒頭の「伝統」をどう理解するのかということであるが、同様に、教員の意識の変革だけを求めるものなのか、意識の中に変えるべきもの、変えざるべきものをきちんと見ていかねばならないのではないのか。「変革を云々」が練れた言葉であるのか、コンセンサスが得られるのか、そういうことを考えたとき、突然ここだけ「変革を求める」ことが全体のバランスからしていかなものかと思っている。読みやすく、分かりやすくすることはいいことであるが、「意識の改革」を「意識の変革」とした場合、どう受けとめて、どう咀嚼していくのかを全体のコンセンサスが得られないまま直すことについては、きちんと考えるべきであろう。文字が変わるとということへの意識は、教員や学校はとても敏感である。自分たちの意識をどのように変えていくことが東久留米市の教育に資することになるのかと、自分の課題としてとらえたとき、「意識」という表現が現在のところは妥当であると判断した。

委員長 教員に意識改革を求めるのは当たり前のことであり、逆に、「意識改革」に求め過ぎなのではないか。ついては「意欲を改革する」という言い方にして、「一生懸命やろうとしている」「そういう意欲を持っている」という意味にしたい。それが「意識」となると、あるイデーを伴って固定的な考え方を伴ったものとして使われるおそれがあるので、「意識」ではなく「意欲」としたらどうか。「意識」は、自分の存在そのものにもかかわってくる言葉である。戦後教育の見直しや教育改革の考え方の線路上に出てくる言葉だとは思いますが、言わずとも先生方は一生懸命やっているのであるから、「意欲」をかきたてるようなことを示したいと思って提案した。

教育部長 細かい内容については、担当課長から補足説明をさせていただく。

学務課長 10ページの基本方針4、施策の方向2の食育の取り扱いについて、ご審議いただきたい。現行、「学校では～、市民の健康・体力づくり・食育を推進します」としているが、事務事業の中にも「食育」はないため、「・食育」を削除する。新たに、現行の11ページ、「子どもたちが健康について自ら考え判断し行動できるよう、学校における～」のところに食育に関する文言を入れたい。事務事業の中にも「食に関する指導の充実」ということで小学校給食の充実、中学校給食の充実があるので、ここに食育を入れ、「子どもたちが

健康について自ら考え判断し行動できるよう、学校における食に関する指導の充実に努め、心身の健全な育成を目指します」と変更したい。

指導室長 「食育」と「食に関する指導」の使い方であるが、食に関する指導全体を通して「食育」と言っている。なお、事務事業評価では食に関する指導についての所管課は全て学務課になっているが、“すべての学校における子どもたちの健康”という場合には、食に関する指導は給食指導だけではない。特別活動の中での食育指導は給食を食べることだけではなく、仲良くするという内容もあり、また、技術・家庭の中の食に関する指導はまさに食育指導にかかる教員の専門性をもって進めるところである。栄養教諭の配置問題もあり、専門性をどう見るかは難しいところである。学校の健康教育全体を見ての食育指導ととらえるということで、事務局に文言整理を一任していただければと思う。

委員長 「食育」という言葉はいつから使われ始めたのか。

指導室長 食育基本法が制定されてからになるが、この法律は学校教育の中というより、日本人の栄養摂取のバランスの問題ということで、厚生労働省により、大人に栄養バランスを考えてもらうことや、飽食の時代の栄養失調という言葉やメタボリックシンドロームなどの問題があった。「学校給食の中で栄養士にどのようにかわってもらうのか」については、10年以上前から言われていることである。学校の中では、特別活動と技術・家庭の食育指導とのかかわりをどうするかが課題であるが、今は食全体にかぶせて対応している。

委員長 最終的に事務局でさらに検討いただき、整合性を考えてまとめていただきたい。

委員 昨年に比べたら、センテンスを区切って分かりやすくなったので、今年度はこの案で進めていただくことで結構である。しかし、委員長から話があったように、前文1行目の「伝統」や「豊かな社会の実現を目指す」、2行目の「国家及び社会」などである。1行目の「伝統」の意味は委員長が言われるとおり、4行目の「わが国の歴史文化を尊重していくこと」だと思うが、「伝統を継承し」だけでは分かりにくい。何をどう伝えるかが大事なことであり、かなり重い言葉だと思う。歴史を超えた一般的な教育論から見ると理解できるが、中身についてはもう一步検討する必要がある。ここを整理していくことで、ある意味、本市の教育目標の完璧な姿が見えてくると思う。個人的には委員長の意見に近いので、1年間かけてこれから考えていきたい。

教育部主幹 10ページをご覧いただきたい。先ほどの「食育」のところであるが、現行の「市民の健康・体力づくり云々」のうち、「市民の」を削除する。書き出しが「学校では子どもたちの」であり、2行目後段の「また、体力の向上を目指し、学校、家庭及び地域が連携・協力して、市民の健康・体力づくり・食育を推進する」とあるが、学校、家庭、地域の3者により市民全体の健康や体力づくりを行うのは荷が重いため、この3者で連携、協力して推進するのは「子どもの体力づくり」とする。市民の健康、体力づくりはどこで行うのかについては、11ページの6に「市民のスポーツの振興、健康・体力づくりを進めるため」のさまざまな事業の充実に図っていくという記述があるので、10ページの「市民の」は削除する。

委員長 特に各委員からご意見がなければ、そのように変更していただきたい。

それでは、23年度の教育目標については今後1年かけて検討するという大きな宿題を残して、今年の議論は以上にとどめる。なお、細かい修正については教育長に一任させていただきたい。

続いて、他の報告があれば説明を求める。

学校適正化等担当課長 第四小学校について、途中経過の報告をする。1月30日に、第四小学校の今後を考える会の方々と、再編成について再び話し合いを行った。基本的な考え方として、「基本プランどおりに第六小学校と統廃合を行い、神宝町の区域については一時そこを神宝小学校の調整区域に考えている」という案を伝えたところ、承諾はしていただけなかった。24年以降に国家公務員住宅とURに住んでいる方たちが移転するに当たり、「多くの児童が神宝小学校への通学を希望している中、なぜわざわざ遠くて通学に危険が伴う第六小学校と統廃合するのか」という意見が出された。「基本プランによるものである」と説明したが、同プランについても「決め方等は教育委員会が決めた」「その後の状況変化もあった」ということである。状況変化についてであるが、「基本プランではURのことを触れているが、現在ではUR及び公務員住宅についてもはっきりしてきており、しかも24年には全面移転となる状況変化の中では、基本プランで述べていても、第六小学校をメインに統廃合するのは調整区域としても承諾できない」ということであるので、もう一度調整させていただきたいと伝えている。この点が、前回の報告とは異なってくる可能性が出てきたので報告した。

委員長 新しい状況への対応については、事務局としても無理からぬものと受けとめざるを得ないだろう。今後とも丁寧な対応をお願いしたい。

学校適正化等担当課長 そのように承知している。保護者からは、「第四小学校の閉校はやむを得ないと思っている」という意見もある。承諾という言葉は出ないが、そう考えている。受入校については、全体の立場から考えると、第六小学校が小規模校であることも課題であるという話はしたが、「現実に動くのは第四小学校の子どもであることを第一に配慮してほしい」というご意見があり、もう一度検討するというところで終わっている。

委員長 そういう状況にあるということを入り、再度、基本プランの内容について検討する必要があると思う。この件は以上にとどめる。続いて何かあるか。

学務課長 2点報告する。1点目が、「給食臨時職員の休憩時間について」である。小学校で勤務する給食調理員の勤務については、東久留米市立小学校給食調理員勤務規則第5条により、「学校長の定める者を除き東久留米市職員の例による」となっている。一方、市職員の勤務時間等については「東久留米市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」に定めがあり、その第4条第2項には「午後零時から午後1時までの休憩をとれない職員について、所属長が定める1時間とする」旨が規定されている。学校に勤務する給食臨時職員については、現行では8時30分から16時までとなっているが、時間内に休憩時間は45分間という運用をしている。規則との整合性を図るため、4月からその休憩時間を60分と変更するものである。実際の勤務については出勤時間・退勤時間とも変更しないで休憩時間を15分間延長し、その実勤務時間を短縮させていただく。給食という職務の性質上、午後零時から休憩は取れないため実際の休憩時程は各学校の実情に応じ、学校長がその時間を指定できることとしたい。

2点目は、給食調理業務受託業者の決定についてである。22年4月から実施の第七小学校の給食調理業務委託について、1月19日に契約が締結されたので報告する。契約の相手先は株式会社東洋食品で、業者の概要については資料のとおりである。契約金額は2,576万7,000円、契約期間は1年間である。業者の決定については「東久留米市立第七小

学校給食調理業務事業者選定委員会」を要綱により設置し、この委員会において書類審査及びプロポーザルを実施して選定を行っている。現在は栄養士、学務課、業者間で円滑な引き継ぎのための準備を進めているところである。また、第七小学校の保護者対応については、昨年12月に業者選定に関する要望書が出され、選定委員会における選考時の参考とさせていただいた。同時に、最終選考のプレゼンテーションでは候補業者に保護者向けの公開プレゼンテーションを実施し、会場でご覧になった方からアンケートも回収している。アンケートの結果については、先日ファクスで各委員にお送りしている。このアンケート結果についても、最終決定前に保護者の声ということで選定の参考とさせていただいた。

委員長 何か伺うことはあるか。

委員 いただいた意見は2名だけなのか。これまでの意見と違った角度のご意見と見受けられた。プレゼンテーションを行った業者に対しての特別な意見はなかったという受けとめ方でいいと思うが、この二つのご意見を見ると、教育委員会のプレゼンテーションの設定に対する意見と思われる。当日のスケジュールの中で時間が短縮された上、特に、繰り上げて実施したのはよくなかったのではないか。次回実施することがあれば、配慮していただきたい。

また、この業者の近隣の学校における実績を伺いたい。

学務課長 近隣では西東京市において4～5校実施している。そのほか、東村山市、新座市、杉並区、練馬区での実績がある。

#### 閉会の宣告

委員長 これをもって平成22年第1回教育委員会臨時会定を閉会する。

(午前11時42分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年2月2日

委員長 榎本隆司(自署)

署名委員 井上敏博(自署)